

令和2年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和2年11月6日（金） 午後6時00分～午後8時00分
場 所：オンライン会議（国分寺市役所 第一・第二委員会室）

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長） （識見を有する者）
伊佐 素子（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋彌 （市内の障害者団体の代表者）
中嶋 正勝 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松友 了 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
青柳 忠義 （障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
宮田 萬利子 （民生委員の代表者）
宮崎 卓矢 （特別支援学校の教員）
中西 紀子 （識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【アドバイザー】

長畑 達也 社会福祉法人 至誠学舎立川 国分寺地域包括支援センターもとまち

【事務局】

福祉部長（横川）
子ども家庭部 子育て相談室長（坂本）
教育部 学校指導課統括指導主事（大島）
福祉部 障害福祉課長（石丸）
福祉部 障害者福祉課計画係長（寒河江）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（鈴木）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課計画係（奥津）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関すること（諮問第2号）について
 - 2) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）について
- 3 その他
- 4 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 答申書
- 資料2 第4次国分寺市障害者計画等（案）に係る意見（概要）
- 資料3 第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・
第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画（案）

【Web会議システムの動作確認】

Web会議システムの利用に当たり、出席委員の音声は即時に他の全ての委員に伝わり、委員全員が実際に一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで、Web会議システムにより、上記状況を保ち、会議を進めております。

【開会】

大塚会長：令和2年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会を始めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事前の確認を事務局よりお願いいたします。

事務局：開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、会議については委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。本日は、8名の委員に御出席いただいておりますので、会議成立となります。

事務局：引き続き、資料の確認と進行上の注意点等について説明をさせていただきます。それでは、資料の確認から行います。事前に送付している配付資料をお手元に御準備ください。

まず、「令和2年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会次第」、資料1「答申書」、資料2「第4次国分寺市障害者計画等（案）に係る意見（概要）」、資料3「第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画（案）」、資料は以上でございます。

次に、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様の御発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきます。御了承くださいますよう、お願いいたします。

今回、Web会議システムを用いての開催になりますが、発言するとき以外ミュート設定をさせていただきますようお願いいたします。なお、御発言の際には挙手をしていただき、会長より指名がございましたら、画面のマイクのミュート設定を解除の上、氏名を述べていただき、その後、ゆっくり、はっきりと御発言をお願いいたします。御発言後には、再度、マイクのミュート設定をお願いいたします。

大塚会長：それでは、お手元の次第に沿って、審議事項1) 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること（諮問第2号）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：前回の本協議会で計画の答申案をお示しいたしまして、その後に修正をさせていただいたものが資料1になっております。前回御指摘いただきました3ページの重点事業3の2行目、教科指導の「教科」が強いに化けるという字の「強化」となっておりましたので、こちらを修正いたしました。もう1つ、重点事業2の1行目から2行目にかけて、「複合する課題や制度の狭間となる問題を抱えた世帯」という表現が、世帯に問題があるというように捉えられるのではないかと御指摘を大塚会長より頂きましたので、「制度の狭間となる問題」ではなく「課題」という書き方に修正をさせていただきました。同様に、4ページの重点事業6が、重点事業2の再掲事業

となっております。同じ表現を使用していることから、こちらにつきましても修正をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、前回からの修正点でございます。本日は、審議事項とさせていただきます。答申書の内容につきましては、会長、副会長預かりとさせていただきます。

大塚会長：これについては、一応、最後の確認というところで、修正したということで、これでいきたいと思いますけれども、承認を頂けるでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

大塚会長：それでは、次の審議事項2）国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：審議事項の2番について御説明させていただきます。資料2「第4次国分寺市障害者計画等（案）に係る意見（概要）」と、資料3の計画案をお手元に御準備ください。

資料2の意見概要については、前回の施策推進協議会での意見と併せて、10月20日に開催した地域自立支援協議会でも本計画について協議をさせていただき、その際に出た意見をまとめたものとなります。この頂いた御意見も踏まえて、計画案を修正させていただきました。

それでは、資料3の計画案に沿って、前回からの主な修正点について御説明させていただきます。

資料3の表紙をめくっていただいた裏面に目次がございますが、こちらの第6章「計画の推進」と資料編を新たに追加いたしました。詳しい内容は、該当ページで御説明させていただきます。

3ページ目になります。計画の位置づけに掲載されている図について、令和3年度から、地域福祉に関する個別計画が増える見込みのため、地域福祉計画とも整合性を図り、図を修正しております。

7ページと8ページの（4）年齢区分別障害福祉サービス利用者数と（5）障害支援区分別障害福祉サービス利用者数の推移について、前回未掲載でしたが、グラフを入れさせていただき、全体的に増加傾向であることが見てとれます。

9ページ、10ページになります。（1）前回計画の振り返りとして、先ほど御説明させていただいた前年度評価の答申内容がまだ反映されていなかったため、つけ加えさせていただきました。

11ページ、（2）各分野の現状と課題について、新型コロナウイルス感染症による影響が全ての分野に関わってくることから、3行目以降に、コロナ関連の内容をまとめさせていただきました。

16ページになります。基本理念の内容についてですが、第2回協議会后に会長預かりとさせていただきますが、理念の説明内容の下から6行目、「障害のあるなしにかかわらず自らの意思で選択した生活を送れるよう」という表現に修正いたしました。この部分は、前回の協議会で、「障害のあるなしにかかわらず自立して自分らしく生きていけるよう」と表現しておりましたが、松友委員から「自分らしく」という表現が抽象的で分かりづらいという御意見や、議会において「自立して」という表現が、サービス等を利用せず1人で生きていくことを求めているようなニュアンスに取られてしまう可能性があるため、表現を工夫したほうが良いという御意見があっ

たことを踏まえ、「自らの意思で選択した生活を送れるよう」という表現に変え、自らの意思決定に基づいた選択をできるよう支援していくという意味合いを分かりやすく伝えられるように変更しました。

17, 18 ページ目については、松友委員より、基本目標として記載内容が少ないという御意見があったため、より具体的な内容を目標として盛り込みました。

22 ページです。こちらの重点事業②「指定特定相談支援事業の体制整備」について、柴田委員より、相談支援専門員数の目標値が少ないという御意見を頂いたことを踏まえ、相談支援専門員の数を 30 人から 32 人に増やしております。

重点事業③「子どもの発達相談」については、指標名を市の上位計画でもある『総合ビジョン』と整合性を図り、就学後を含んだ件数に修正しております。また、重点事業④「教育相談事業」については、令和元年度の実績を踏まえ、令和 5 年度の目標値を 500 件に設定しております。

23 ページです。重点事業①「障害者地域自立支援協議会の運営」について、柴田委員より、事業概要に専門部会、作業部会の方向性を書いたほうが良いという御意見を頂いたため、事業概要に内容を追記させていただき、指標名についても、作業部会を含め全ての開催回数に変更させていただきました。

25 ページです。重点事業①「乳幼児健康診査」及び重点事業②「発達健診・乳幼児育成事業」については、指標名を検討中としておりましたが、それぞれ健診受診率と、発達健診・育成事業の実施回数で掲載させていただいております。

27 ページです。重点事業①「こどもの発達センターつくしんぼ」の事業の指標について、先ほどの「子どもの発達相談」と同様に、就学後を含む件数に修正させていただきました。

28 ページの重点事業②、③について、令和元年度の実績が未入力であったため、実績値を入れております。また、重点事業②について、柴田委員より、令和 5 年度における全園の見込み数を確認したいとの要望がございましたが、見込み数自体は出していないため、現在の園数として 40 園ということをお伝えさせていただきます。なお、指標として挙げている障害児の受入施設数は、市で把握できる数として、加配の補助金の交付を受けている施設数となっています。そのため、障害児を受入れても加配の対象とならない保育園については、市では把握できないことからこの数値には含まれておりません。

続いて、重点事業④「副籍制度」について、柴田委員から、希望を出したくても出せない実態があるという御意見を頂きましたが、市としては制度に沿って受入れを実施しているということもあり、事業概要に「都立特別支援学校と連携しながら」という文言を追加し、連携して受入れ体制を整えていくということを示す形としました。

29 ページ、重点事業④「図書館における障害者サービス」について、指標名を検討中としていましたが、障害者サービスの登録者数を掲載しました。

30 ページ、重点事業②「障害者雇用の促進」について、宮崎委員、青柳委員より障害者雇用促進のため市としてどのような取組を実施していくのか示してほしいとの御意見を踏まえ、包括的な表現として「職場環境の整備に努めます」という表現を入れさせていただきました。

31 ページ、重点事業①「障害者就労施設の販路拡大の支援」について、指標が検討中だったため、販路拡大として、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげていきます。

34 ページ、重点事業③「鉄道駅のバリアフリー化の推進」について、令和5年度目標値を協議とさせていただきます。令和元年度実績は設置のための検討となっておりますが、これは西武線の国分寺駅を指しており、今年度ホームドアを設置する予定となっております。次期計画では、ほかの駅でもホームドアの設置ができるよう、鉄道会社等と協議を進めていきます。

36 ページになります。重点事業④「災害時個別支援計画の策定」について、指標名を検討中としていたため、災害時個別支援計画を必要とする在宅人工呼吸器使用の障害者に対する計画作成の割合として、100%という目標設定をさせていただきます。

37 ページになります。重点事業①「理解促進・普及啓発事業」の令和5年度目標値を、市の総合ビジョンと整合性を図り、13回で設定しております。

38 ページ。施策の方向「権利擁護の推進」について、福祉サービス総合支援事業と成年後見活用あんしん生活創造事業の2事業を掲載させていただき、成年後見制度の利用促進や、障害の福祉サービスに関する苦情への適切な対応を図っていき、障害者の権利擁護を推進していきます。

39 ページになります。重点事業①「教員研修の推進」について、誤植がございまして、令和5年度目標値が4になっているのですけれども、5回が正しい数値となります。こちらを5で修正いただきますよう、お願いいたします。

重点事業②「基幹型保育所システム事業」については、担当課と協議しており、学童保育所の障害児の研修も合わせた事業内容に修正させていただく予定です。

41 ページになります。重点事業②「ピアサポート支援」について、伊佐副会長より、施策の方向として、当事者同士で理解して助け合うという内容であれば、ピアサポートという表現を使ったほうがいいのではないかと御意見を頂き、事業名称をピアカウンセリングからピアサポートに変更し、事業概要に「障害のある当事者同士の交流」を追加させていただいております。

46 ページになります。(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行に関して、柴田委員や地域自立支援協議会において、地域での受入れ体制の整備や施設との関係性について御意見を頂きましたが、市の目標設定の考え方として、自立支援協議会を活用した地域移行を進めるために必要な体制の検討を進めることや、施設入所者の状況を丁寧に把握することなどを内容として盛り込んでいるため、計画の記載内容自体は変更しておりませんが、計画の目標達成に向け実際の取組に生かしていければと考えております。

47 ページになります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、中西委員より、退院した後も病院との関係性は重要との御意見を頂き、市の目標値設定の考え方に「医療機関とも連携を図りながら」という文言を加え、退院後の地域生活でも病院と協力体制をとれるよう、取組を進めていきます。

48 ページ、活動指標について前回検討中ということでお示ししておりましたが、過去の実績等を踏まえ、精神障害のある人が地域生活に移行できるよう、見込み量を算定いたしました。

52 ページになります。福祉施設から一般就労への移行等の成果目標について、前回お示ししていなかった一般就労への移行者が就労定着支援事業所を利用する割合は、過去の実績や地域実情を鑑みて、国の目標値より下げて6割を目標数値として設定いたしました。また、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所については、国の指針と同様、全体の7割以上となることを目標としています。

55 ページになります。(6) 相談支援体制の充実・強化等について、柴田委員より活動指標の数値について、もう少し力を入れたほうが良いという御意見を頂いたため、活動指標の2つ目「相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数」の見込み量を6回から9回に増やしました。

56 ページになります。(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、市職員が都の実施する障害福祉サービス等にかかる研修参加を通し専門的知識を身につけることで、事業者に対して適切な指導を実施し、事業の効率化、サービスの質の向上につなげていきます。

63 ページになります。障害福祉サービスの見込量については、前回検討中としていた就労定着支援の見込量を、過去の実績と今後の一般就労の増加を見据え、4名ずつの増加といたしました。

73 ページになります。成年後見制度利用支援事業について前回検討中としておりましたが、こちら市長申立件数と報酬費助成を合算した数値となり、令和4年度、5年度と1名ずつの増加を見込んで設定しております。

74 ページから 76 ページ、第6章については、計画の実施に当たって、市役所の関係各課、自立支援協議会、市民、関係機関等と緊密に連携していくことと、本施策推進協議会を中心として計画の実施状況の評価、改善をしていき、計画の着実な推進を図っていくことを掲載させていただいております。

77 ページからの資料編については、本計画の策定に当たって、主たる検討組織である本協議会の設置条例と委員名簿を掲載し、81 ページについては、現在まだ内容が確定していないため検討中となっておりますが、計画策定の経過と用語解説について掲載することを予定しております。

大塚会長：章を区切りながら、皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

まず、第1章と2章についての御意見あるいは御質問等をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

続きまして、第3章「計画の基本的な考え方」について、御質問、御意見よろしいでしょうか。

それでは、第4章「第4次障害者計画実施計画」について御質問、御意見いかがでしょうか。

柴田委員、どうぞ。

柴田委員：22 ページの相談支援専門員のところの数を増やしていただいて、ありがとうございます。23 ページの自立支援協議会の運営のところ、ワーキンググループなども含むとしていただいたのは大変ありがたいと思うのですが、元年度の実績が43回で、5年度の目標が45回というのは、これで妥当なのでしょうか。

大塚会長：事務局、設定はどんな考え方とか、ありますか。

事務局：こちらにつきましては、現在、地域自立支援協議会の全体会と、その下に就労支援部会、相談支援部会、精神保健福祉部会と専門部会が3つございまして、さらに就労支援部会に3つの作業部会、相談支援部会に2つの作業部会、精神保健福祉部会に1つのワーキンググループがあります。既に毎月開催しているような作業部会もあり、現時点で十分活動している部分はございますが、それをさらに増やして45回にするというような形で考えておりますので、今時点でも十分できているものをさらに活発化させていくということで、このような目標設定にさせていただきました。

大塚会長：よろしいでしょうか。

柴田委員：自立支援協議会の中の相談支援部会の中の2つのグループというのは、何と何でしたか。

事務局：相談支援事業所連絡会と障害児通所支援事業所連絡会の2つになります。

柴田委員：このコロナの過程で、グループホームの研修会などを立ち上げて、またコロナが発生した場合のグループホーム等の相互の連携なども、協議されていると聞いています。そういう事業種別の、グループホームの横の連携と、それから訪問系事業の横の連携が必要ではないかと思うのですが、そういう議論は今、相談支援部会の中ではされていないのでしょうか。また、それをもしやっていくとした場合に、この45回という目標は、それで足りるのでしょうか。

事務局：例えば今年度で申しますと、グループホームの職員の方を対象とした感染症対策研修というものを行っております。柴田委員がおっしゃるように、各事業所間での連携というのは必要だと思いますので、現在でも、当市において事業所に対して指導検査も行っておりますので、指導検査の部署と障害福祉課で連携しまして、毎年各事業所、種別ごとに順繰り事業所に集まっていたら、集団指導をさせていただいております。その中で事業所間の情報共有や市からの連絡事項等をさせていただいておりますので、適宜必要な形で、必要なサービスに特化して、随時、連絡会等は開催していきたいと思っております。

柴田委員：今おっしゃった、グループホームの研修などは元年度の実績の43の中に含まれているのですか。

事務局：含まれておりません。

柴田委員：それは指導検査の集団指導の中で考えておられるということですか。

事務局：そうです。地域自立支援協議会とは別の枠になりますので、地域自立支援協議会に限らず、そういった集団指導等も活用しながら、各事業所間の連携を取れるような場を適宜、その場、その場で必要なものを開催していきたいと思っております。

柴田委員：先ほど言ったように、NPOの小さなグループホームなど市内に様々なグループホームも増えていますので、そういう横の連携というのはとても大事ななと思うし、それからまた訪問系について今まだないのですよね、横の連携というのは。

事務局：そうです。今後、集団指導等で行っていくとは思いますが、現在は特にございませぬ。

柴田委員：そういうのを今すぐに計画に入れることは難しいかもしれませんが、方向性としては、そういうものを含めた自立支援協議会に強化していく必要があるのではないかなと思うのですが、そういう方向性が出るような表現を入れてもらえればありがたいかなと思います。

事務局：地域自立支援協議会に限った話ではなく、各事業所間の連携というところは非常に大切だと思っておりますので、各事業所の方の御意見も伺いながら、どういった形で連携を図っていくことが適切なのかというのは、今後検討していきたいと思っております。

柴田委員：よろしくお願ひします。

大塚会長：多分、自立支援協議会の内容をどのように決めてくかということだと思つたので、柴田委員がおっしゃったグループホームであるとか、在宅のサービス、そういうところの協議を、自立支援協議会の中には、組織の中にはないということなので、そういうことも含めて自立支援協議会の内容をこれからどのように発展させていくとか、いろいろな議論の中で決めていってほしいということだと思つたので、今、ここで入れてすぐということはないので、今後の課題として、行政として理解しておいていただけますか。

事務局：はい。

柴田委員：よろしくお願ひします。

大塚会長：ほかにはいかがですか。学校とか、あるいは、働くこととか、労働だとかも。子どものことでもありますけれども、宮崎委員，どうぞ。お願ひします。

宮崎委員：30 ページ，②番「障害者雇用の促進」というところで、「法定雇用率の達成を維持するため，職場環境の整備に努めます」と書かれているのですが，若干控えめな書き方かなとは思いますが，この文章の内容について，少し意図を知りたいなと思ひますが，いかがでしょうか。

大塚会長：ありがとうございます。事務局は，書かれている内容について御説明いただければと思ひます。

事務局：事務局です。こちらで誤植が1点ございまして，障害者雇用の促進で，担当課が障害福祉課になっていますが，正しくは職員課になります。雇用率の達成として一定のパーセンテージは維持するというので，「達成を維持するため」という表現をさせていただいているのですが，市として障害者雇用のところは積極的に取り組むことも必要になってくるころではあるかと思ひるので，改めてここについては，担当課とも協議させていただければと思ひます。

大塚会長：これは現段階においては，達成しているのですか。

事務局：現時点の法定雇用率としては達成している状況になります。

大塚会長：では，今後さらにということですね。

事務局：そうです。

宮崎委員：さらにというような，推進していくということも含めて文言を考えていただければと思ひます。

幅広い人を受入れられるような文言になるといいなと期待しています。よろしくお願ひします。

大塚会長：ほかにはいかがでしょうか。柴田委員，どうぞ。

柴田委員：29 ページの「くぬぎ教室」です。これについては特に変更がなかったのですが，現在，くぬぎステップアップ教室の利用者が5年で卒業ということなので，どんどん卒業して行って，現在，在籍が2名という状況になっています。普通の教室の参加者が増えるので，ある程度長く利用した人は卒業してもらおうというところからこういうステップアップ教室を作ったのですが，今のところはそんなに下から入ってきてはいないので，そもそもこのステップアップ教室の可否について見直してもらいたいという要望があるのですが，この辺についてはどうでしょうか。その辺の課題を含めた表現というのは可能でしょうか。

大塚会長：これは，ステップアップと書かれているのですが，そういう認識があるかどうかも含めて。

事務局：こちらの内容については，前回の地域自立支援協議会でも同じような意見を頂いていて，そこから担当課と内容について一部調整をさせていただいたのですが，現時点で変更が難しい内容というところもございまして，計画では，このような形で記載をさせていただいているような状況になります。

大塚会長：よろしいですか。これも事業そのものの見直しも含めて考え方，そういう議論ができるのだらば，行政として認識を持っているから，ここに書くことではないので，行政として取り組んでいっていただきたいと，その限りかなと思ひます。お願ひします。

あとはいかがですか。柴田委員，どうぞ。

柴田委員：28 ページの障害児保育事業のところなのですが，元年度は，現在受入れ施設数が25 ということで，5年度の目標が27。今まではずっと全園で実施という目標を計画では掲げていました。で

も、毎回3年たってみると、実施率が半分ぐらいだったので、少し控えめな数字になったのかなと思うのですけれども、あまりにも低い目標ではないでしょうか。本来ならインクルーシブの共生社会ということをやっている、今後の世の中のあり方を考えた場合に。それからまた障害児を持つ親が、これからは、特に母親が働きに出るという時代になっていますので、やはり保育所への希望は強くなってくると思います。その中で、今までは目標が全園ということだったので、もし今40園あるのだったら、目標は40となるのかなと思うのだけれども、今回だけ27。批判を浴びないためというか、あまりにもこれは低過ぎる目標ではないかと思います。これは訂正をしていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

大塚会長：ありがとうございます。事務局、考え方はいかがですか。

事務局：令和5年度の目標値設定の根拠ですけれども、こちらについては子どもの分野の令和2年度開始の計画において、令和6年度の目標値が既に設定されていて、その数値目標を踏まえた上で、この件数を出しています。障害児保育事業については、市として障害児の受入れを把握できるのが、市で加配の補助金を交付している保育園しかないの、民間の保育園については、加配を受ける対象ではない発達障害の方を受入れた場合、加配の補助金の対象とはならず、数値を出せないため、このような目標設定になっています。基本的には柴田委員がおっしゃっていただいているように、どんな園でも障害児を受入れていく体制を整えていくところは、担当課としても推進していきませんが、この事業の指標については、このような表現しかできないということを伺っております。

柴田委員：少し理解しがたいのですけれども、この前の計画ではほとんど全園が目標、もう1つ前の障害者計画でも、やはり全園実施を目標にしていました。その全園実施という目標を掲げたことが間違いだったということですか。今までの過去2回の計画の中で。

事務局：間違いだったということではなくて、全園で受入れをする体制を整えるという部分については、現在も変わっていませんし、これからも変わらないのですけれども、今回の計画においては、より進行管理がしやすいように、目標値については、数値で設定できるものは数値で出させていただきたいという考え方の下に作成をしている関係もございまして、これまでの実績も鑑みながら、目標値を設定させていただいています。

担当課ともこの点については協議をさせていただいております、繰り返しになりますけれども、必ずしも加配がつくお子様だけを受入れているわけではなく、加配がつかなくても受入れているお子様もたくさんいらっしゃるということで、より多くのお子様を受入れていくために、園によって状況も違い、工夫はさせていただいているところなので、担当課及び保育園さんの努力は認めていながら、進行管理する側といたしましては、きちんと数値目標を設定して、それが達成できた暁には、次期計画でさらに上を目指すというようにしていきたいと事務局としても考えております。

大塚会長：補助金交付件数というのは、加配の補助金をつけた人の数ですか。

事務局：加配の補助対象になっている件数ということで出させていただいております。

大塚会長：受入れ施設は今、27に増やしている。多分、予算措置の考えがありますよね。理想は全てのところで受けて、実際は必ずしも加配がついてないけれども障害児を受入れる。そういう形の目標もあるけれども、ここは特に補助金で加配の人を何人置いて、それを何施設にするかということ

でつけられている。それを少しずつ増やしているということなので、全てのところで受入れてくれるということは、少し違う概念かなど。それを両方書くかどうか分かりませんが、そこは違いますよね。予算上のことでやっていくということなので。そういう理解でよろしいですか。

事務局：はい。あくまでも行政として把握ができる数値となっていますので、それ以外の部分も多くあります。大きくは先ほど柴田委員がおっしゃっているように、全園で受入れ体制を整えていくというところは変わっていないということです。

大塚会長：書き方をどういうふうにするかということも含めて、全てのところでということの、そういう漠然とした内容、これは多分、障害者計画の理念のほうで書くのかもしれないね。障害福祉計画はきちんと予算上のことも含めて何件ずつ伸ばしていくというしっかりとした根拠とお金がつくわけだから、それはそれでやっておかないと、全てのところに予算を補助するということにはなっていないので、そこは分けて作らないと駄目ですよ。

柴田委員：いいですか。この補助というのは、これは市の条例で決まっています、多摩地区ではほとんど同じですけども、障害児が入れば必ず補助は出るので。その規定に該当する障害児が入れば出るわけで、それは多分、予算の枠組みの話ではないと思うのですね。それで、現にこの3年間で恐らく5園、たしか3年前は20園ぐらいが実施していたので、3年間で25園ぐらいまで増えているわけです。3年間でたった2つしか増えないという目標設定はあまりにも安易と言いましょうか、これは障害福祉課だけの問題はないので大変かとは思いますが、今までの伸び率を出していただけますか。3年ごとに幾ら増えてきたのか。今後3年間で2つの園しか増えないということを目標にするというのは、どんなものかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：この数値目標につきましては、今こちらで決められるところではございませんので、担当課ともう一度相談はさせていただきたいと思います。それ以外に御意見でありました内容につきましても取組の方向性のところに、文言として、今までの目標も含めて記載することも併せて検討させていただきたいと思います。

大塚会長：1つ質問なのですけれども、今、柴田委員が言ったように、国分寺市には障害児が保育所に行くことが認められれば、全て入れて予算がつくということで理解していいのですか。

事務局：認められれば、はい。

大塚会長：認められれば。

事務局：認められればというのが、先ほども申し上げたように、各保育園の状況ですとか、希望されているお子さんの状況ですとか、総合的に判断することになりますので、かつ保育園ですと、入所の要件ですとか、そういったこともございますので、その全てがそろえば、入所は認められることになります。

柴田委員：いいでしょうか。要するに障害児が保育入所の希望が出た場合、ある公立施設に1回来てもらって、実際にそのお子さんを、各園の責任者とか、複数の目で見て、これは障害児の加算の対象になるかどうかということを経験するわけです。その判定をすれば、要するに、1人当たりたしか10何万円ですかね、月単位の補助金が出るわけです。それでもって加配の保育士を確保することは一応お金の上ではできるようになっている。現実には今、保育士さんが非常に少ないということがあるのと、それから、そもそも保育園が障害児を見た経験がないということから尻込みするという現状はありますけれども、市の予算としては、それが加配の対象になる障害児と認め

られれば、対象になるわけです。

今、言われたように、発達障害系のお子さんで、入るときは普通児として入って、なかなか対応が難しいというときにどう判断するかというのは恐らく難しい問題ですけれども、身体障害児とか知的障害児の場合は、初めに入所するときに分かるはずですから、そのことで、特に今まで障害児と認めないということはないと思います。ただ現実に受入れてくれる保育園がないということが問題であって、もう一度、過去の3年ごとの実績値を資料で出してもらえないでしょうか。私の記憶では前は確か20園だったと思うのですが、実績がね。そうすると、3年間で5園増えているわけなのだから、今後の3年間で2園というのは、非常に正直なことを言いますけれども、障害児を受入れる気が欠けているのではないかと思います。

大塚会長：ありがとうございます。柴田委員はトレンドも含めてどんな状況になってきたかということで、ここで全てということも含めて、変えるかどうか。多分、柴田委員の意見だと、担当課は子育て事業課なので、そこの調整が必要ではあるけれども、ここで解決できる問題ではなくて、国分寺市における障害児保育をどのようにするかという検討委員会か研究委員会か、あるいはそのニーズを把握したり、お母さんの話を聞いたり、あるいは受入れられる施設の状況を見たり、一般的に全部調査して、今後の方向性というのを考えないと、ここだけで議論してもなかなか難しいので、全体としてどうだということの方向性というものを多分、検討しないと無理かな。調査もいるし、ニーズ調査もあるし、実際に保育所で、発達障害の方が来て、全部手を挙げてオーケーということなのかどうか。全部調査しないと駄目ですよ。それから子ども自身がそういうニーズがたくさん増えているかどうかということも含めて、全体を見ないと何とも言えないので、そういうことも含めて行政の課題ということで考えていただければ。やるかどうかはまた行政で考えればいい。

柴田委員：せっかくの機会なので、私だけこの問題をしゃべっているのですが、ほかの委員の皆様、この問題をどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

松友委員：5年間の間に2カ所しか増えないというのは、柴田委員がおっしゃるように、今までのプロセスがどうあるか別として、やはり少ない。ただ、全体としての保育園の数がどれぐらいかというのを把握していない。幾つあるのですか、国分寺市に。

柴田委員：40園です。

松友委員：そうしたら、おっしゃるように、障害のある子どもの数、レベルとかいろいろあるのですが、基本的には全施設で受入れられるという方向性を、もう5年先に出すぐらいのことがないと、現実的ではないと思います。実際問題。現にそこに子どもがいるわけですから。数字に合わせてどうしようというのは、これは形式的にいろいろな美辞麗句並べたって、実際それを排除することでしょう。だから、障害のある人が5人出てきたら5人受入れる。10人出たら10人受けて、7人だったら7人とかね、そういう辺りから見ていく。そういう全員受入れるという基本方針の中で、それに該当するような数字を挙げていく。これ予算措置が絡むかと思いますが、ある程度数字は出さなければいけないのでしょうかけれども、この数字の増加では、受入れる気はないということを高らかに宣言するようなものですから、この数だけは再検討いただかなければいけないと思います。

40年前、私の子どもが障害児保育のないときに、苦労したことを覚えていますけれども、まだ

こんなことをやっているかということ、愕然とします。国分寺がどのレベルにあるか別として、障害があるというのは子ども自身の責任でも何でもないわけであって、それを社会として組織として、制度として受入れ制度がないのだったら、行政そのものの存在自体がないようなものです。だから、そこの辺りをきちんとね、ある程度の形として、予算も絡んでいますから、数字を出さないといけないですけども、この間にたった2人増やすぐらいでは。

大塚会長：ありがとうございます。ほかにはいかがですか。大丈夫ですか。中西委員，どうぞ。

中西委員：前提として、これは保育園だけの話なのか、幼稚園も入っている話なのか、どちらなのでしょううか。

事務局：保育園のみになります。

中西委員：そうすると、もっと厳しい問題が幼稚園にもあるのではないかなど。保育園のほうが保育に欠けるという要件があるので、比較的障害児の受入れに対して、幼稚園よりは進んでいるのかなというざっくりした印象を持っているのですが、それであっても40のうちの25という状況であれば、母親が働いていなくて幼稚園に行かせるようなケースでの障害のある子どもの受入れという問題ももう1つあるのかなと思うのですが、それはこの中には出てきていないような記憶なので、今後併せて検討していただく必要があるのかなと思いました。

大塚会長：そうですね。事務局はどうですか。幼稚園のほうですね。

事務局：幼稚園については、はっきりしたことは申し上げられないのですが、市のほうで把握が難しいということで、子どもの計画にも載っていないと思います。保育園につきましても、その子どもの計画との整合性というところで、このような数値になっているところもありますので、幼稚園のところにつきましても、もう一度、担当課のほうと話はしてみたいと思います。

大塚会長：私も幼稚園や保育所でどんどん受けられたほうが良いと思っているし、児童発達支援ガイドラインというのを3年前に作ったけれども、発達センターや事業所にずっと置くのではなくて、保育所や幼稚園にどんどん移行させてくださいと、日本中の事業所から反発を受けたけれども、そういうことを書いたのですね。移行支援をなささい。だから、おっしゃったように、保育所の状況だとか幼稚園、それから児童発達センターや事業所を使っている人、並行通園も含めて考えなければならぬので、単純に保育所だけの障害児ではなくて、全体の障害のある子どもさんの学校前をどういうふうにするかという概念でいかなければならないと思います。もちろんたくさん受入れてくれたほうが良いけれども、そういうことも含めて議論しないとなかなか難しいので、並行通園もあるし、週何回も含めて保育所を使う人もいるし、重い人は児童発達やセンターや事業所を使うだろうし、なるだけ発達障害の方については、保育所、幼稚園のほうがいいと思うし、そういうこと全体で作らないと多分難しいと思うので、おっしゃるとおり、この議論は、ずっと課題ですよ。国分寺の課題かもしれない。

松友委員：よろしいですか。大塚会長がおっしゃった整理はそのとおりなのですが、そうであるとしたら、幼児期における保育教育を一般論で言うところですが、やはり保育というのは、これは基本的に子どもに焦点を合わせるのではなくて、働く親に焦点を合わせる制度なのです。保育に欠ける子ということになって、子どもの状態を言っているのではないのです、制度的には、御存じのように福祉制度から見ると。そうすると結局、親の、特に母親の就労保障の問題とか、いろいろな問題を持つわけです。だから、幼稚園とかそういうの、簡単な幼児教育全般論で語られないような

大きな比重を制度的に持っていますから、もっと保育については、いろいろな意味で、少子化問題とかいろいろなこと、国はさわいでいますけれども、保育のところの体制を組まないと、国自体がつぶれると思うぐらいの大きな問題だと、50年前に障害児、私の長男が保育園に行っていたときの経験から見ると、まだこんなことやっているかという思いがあります。これがかなり制度的にも保育という問題の大きさとか、そのための大変さとか、その問題もありますけれども、きちんと展望というか、戦略的なものを踏まえ議論していただきたい。今日で結論を出すことではないのですが、これは重要な問題だと思います。よろしくお願いします。

大塚会長：分かりました。大きな話になるので、それも含めて、了解です。

松友委員：今、結論を出せとは言いません。

大塚会長：分かりました。それではよろしいですか。ほかには大丈夫ですか。次は第5章を。

宮田委員：すみません、4章のほうでよろしいですか。

大塚会長：宮田委員、どうぞ。

宮田委員：35 ページの「避難行動要支援者の支援」というところなのですが、現在、避難行動要支援者は国分寺市では登録制になっておりまして、高齢者、障害者、それと妊産婦の方が対象になっております。どんなことをするかといいますと、災害時に災害といいますが、震度5以上の地震ということが対象になっておりまして、その際にそこのお宅に訪問をして、安否確認をすることになっております。現在、その役を担っておりますのが、民生委員と市の職員が2人ペアになって、その事業をすることになっております。年に1回訪問訓練というのがありまして、防災の日に行うのですが、その要支援者のお宅に訪問させていただいて、もし災害が起きた日に安否確認をして、その後どうするかというお話をさせていただいております。民生委員のそれぞれの各地区で担当をしています登録者は、私が担当するところでは20人前後おりまして、高齢者が大変多いのですが、障害を持った方も数名いらっしゃいます。やはり本当に災害のときに支援してほしいという方ばかりなので、本来でしたら民生委員だけだと力不足なので、ここにも書いてありますとおり、地域住民の協力が必要になってくると思うのですが、自治会の方とかも、もし自治会の中にそういう要支援者の方がいたら、ぜひ協力したいので情報を流してほしいということをおっしゃっているのですが、なかなか個人情報というのが邪魔をしまして、情報が共有できないのですね。また災害の際には警察の方とか消防署の方とかも本当は一緒に協力して連携を取りながら行動したいのですが、そちらのほうも全く連携が取れていない状態で、民生委員と市の職員とバラバラになって行動しなければならない。今現在そういう状況にあります。なので、こちらにも書いてありますとおり、地域で連携し見守り、その他の生活支援体制の整備に努めますということが書いてありますし、地域住民が協力してということが書いてありますので、ぜひそういう情報を共有できるような体制を整えていただきたいというのが意見の1つです。

あと、こちらの支援者制度というのが、まだそこまで周知されていないのかなと思いますので、そちらのほうもぜひ周知していただけるようにと、私のほうではそのように思っております。よろしくお願いします。

大塚会長：ありがとうございます。

大塚会長：はい。よろしいですか。御意見。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：災害時の問題なのですけれども、御指摘、本当にありがとうございます。やはり親の会などで

も、災害のときに、近所の人に支援をしていただきたいということは非常に切実な問題です。私も自分の住んでいるところの町内会の防災委員などもやっているのですが、今、おっしゃったような、個人情報の問題ということなのではないでしょうか。具体的に町内会、自治会などが行う防災訓練のときに、そういう体制になっていないのです。その辺はこの計画の問題ではないのかもしれないけれども、町内会、自治会単位で、障害者や高齢者の方が住民から守られるような実効性のある方法を考えていかないと、看板はそうであっても、実際には非常に難しいです。その辺は何か検討していただければと思います。

大塚会長：ありがとうございます。よろしいですか、ここは。

では、次の5章のところで具体的な考え方、もしありましたら。宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員：5章の63ページのところに障害福祉サービスの見込量が書かれています。その中の生活介護の数字についてお聞きしたいです。生活介護の利用者数の数字なのですが、この数字は具体的な学校卒業生等を想定した数字になっているのでしょうか。市内の生活介護の事業所様は非常に評判がいいかなと私は思っていて、ニーズはとともあるのかなと。果たしてこの数字で大丈夫なのかなと心配しておりますが、いかがでしょうか。

大塚会長：ありがとうございます。事務局はいかがですか。卒業生を見込みながらということも含めて。

事務局：こちらにつきましては、過去の実績から今後の見込みを出しております。今、お話があったように、具体的に卒業生が何人いるかというところを把握して出した数字ではございません。しかし、今、少しずつ増えるような見込量になっているのですが、各年度で卒業生の方が増えたり減ったりということもあるので、平均的にならすと、この数字でも見込量としては十分な数字であると考えております。

大塚会長：よろしいですか。卒業生がたくさん増えて、利用者も増えるということであれば、多分、事業所も含めて増設するとか、いろいろ考えなければならぬことも含めてだと思っておりますけれども、今のところあまりそういうことはないのかなという話でいいのですかね。

宮崎委員：今、関わりが強いのは国分寺市の障害者センター様なのですが、かなり手狭な状況がございますので、それはもう市の皆様御存じだと思うのですが、この数字でその見込みをしっかりと出すことで、必要な支援を考えていけるのではないかなと思っています。ぜひ事業者様の声も聞きながら、この数字を少し御検討いただけるといいのかなと思っています。

大塚会長：分かりました。現場の状況も含めて。事務局、よろしいですか、それで。

事務局：はい。

大塚会長：今、こうなっているけれども、現場の状況を見ながらということで。

事務局：そこのところは確認させていただいて、この数字で十分かどうかというのは、もう一度検討させていただきたいと思います。

宮崎委員：よろしくお願ひします。ありがとうございます。

大塚会長：ありがとうございます。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：63ページの共同生活援助なのですが、人数的には、私はこれでいいかと思うのです。今、入所施設との関係でいうと、グループホーム利用が倍近くになっていくわけで、他地域の詳しい状況は知りませんが、恐らく都内の平均から見れば、国分寺市の場合、入所者に対してグループホームの利用者数の比率が非常に高いのではないかなと思います。そういう点では

大変よく取り組んでいただいております。

ただ 60 ページにありますように、強度行動障害の方とか、あるいは重症心身障害のような方とか、特別なニーズを持っている方のグループホームは相変わらず非常に少ないものですから、そういうことには今後とも特に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。そのことはここに書いていただいておりますのでいいのかなと思います。ただ、強度障害のほうは書いてありますが、重症心身のほうの表現がないので、そっちのほうは加えていただければありがたいと思います。

大塚会長：ありがとうございます。特別なニーズを持つ方のグループホームも出していかなければならぬので、医療的ケア児。医療的なケアが必要な方のためのですね。

あとはいかがですか。中西委員、どうぞ。

中西委員：73 ページの成年後見制度利用支援事業で、あまり件数が多いのは分からないではないのですが、今後ニーズは増えてくる分野なのかなと思ってまして、もう少し見込量は多くなくて大丈夫なのかなと。感覚的にはすごく少ないなと思ってますが、いかがでしょうか。

大塚会長：事務局はいかがでしょう。

事務局：成年後見制度利用支援事業に関しては、市長申し立て件数、報酬費助成件数を合わせた人数で記載させていただいているのですけれども、過年度の実績、72 ページを見ていただくと、平成 30 年度は 2 人で、令和元年度 2 年度は 3 人ずつという実績値で、そこまで大幅に増えていない状況もありますので、見込みの件数としては、令和 4 年度、5 年度に 1 件ずつ増加で見込ませていただいております。

大塚会長：国分寺市は市町村長申し立てと前にあるのですか。

事務局：直近では平成 28 年度に 1 件あるだけで、平成 29 年度から今に至るまでは市長申し立ては 1 件もないです。

大塚会長：身寄りがなかったりして、市町村長申し立てで成年後見を使いながら地域で生きていきましょうと。そのための成年後見にかかる費用をいろいろ手当するというので、申し立てそのものがないということだけではなくですけれども、少ないですね。ただ、成年後見制度はそれだけではないから、利用支援事業は、これで賄えるかどうかということもよく見ながら、もしニーズがあるということであればもう少し増やさなければならぬけれども。

柴田委員：成年後見制度については、手をつなぐ親の会からも、社協の権利擁護のところに委員が派遣されているのですけれども、聞いていますと、やはり国分寺市の場合は、市長申し立てがなかなか通らないと。他市の場合だったら市町村長申し立てになるような事例でも、なかなか市のほうが、何とか家族を探してという形で、市長申し立てにしてくれないという実態があると聞いております。

それともう 1 つは、利用支援事業の対象が、市長申し立てでなくても、生活保護の人までは利用支援事業の対象になったのですが、低所得の人は、市長申し立てだったら対象になるけれども、市長申し立てでなければ対象にならないのです。そういう点で、多摩地区の中でも、特に国分寺の場合は、この利用支援事業の数が少ないと言われているのです。何もかも障害者計画に盛り込めるかどうか分かりませんが、現状から言えば、この程度の見積もりになるのかもしれないけれども、本当は隠された問題がいろいろあるのだと委員からは聞いています。

大塚会長：ありがとうございます。中西委員，どうぞ。

中西委員：今の柴田さんの話の関係ですけれども，市長申し立てが必要な方，かつ補助助成が必要な方というのは，難しい問題を抱えている方が多いです。御家族で申し立てが難しいということであり，収入も少ないということなので。そういう人たちが本来なら必要なのに，成年後見を利用できないとすれば，そこは大きな問題なのかなとは思いますが。

大塚会長：これも，そうですね，いろいろな課題が出てきて，これだけではなくて，ニーズを満たしてないということが出てきたときには変えなければならないということなので，これも行政的課題として，いつも考えておかなければならないということです。ありがとうございます。ほかにはいかがですか。よろしいですか。柴田委員，どうぞ。

柴田委員：54 ページ「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」ということで，昨年，訪問支援ができる事業所が1つできたということで，それはよかったと思うのですが，やはりまだ事業所として小さなところなので，訪問支援ができる事業所を増やしていかないと難しいのではないかなと思うのですが，数値目標は継続ということになっているのですが，どういうふうに継続という表現を使っているのでしょうか。もう少し力が入った表現がいいかなと思うのですが，いかがでしょうか。

事務局：こちらについては，柴田委員がおっしゃるとおり，より多く保育所等訪問支援を行っていただける事業所を増やしていかねばいけないという認識はしております。先ほど話の出た地域自立支援協議会の作業部会である障害児通所支援事業所連絡会で市内の児童発達支援と放課後デイサービスの事業所が一堂に会するような形で連絡会を行っておりますので，その中でも，市のほうから保育所等訪問支援をやっていただける事業者さんがいないかということで声かけはしておりますので，そういった連絡会等での声かけですとか，ほかにも新規で事業所の開設を予定している事業所がありましたら，保育所等訪問支援もやっていただけないかというところを，これまでも呼びかけてきており，今後も引き続きそういったことは取り組んでいきたいと思っておりますので，継続というような表現にさせていただきました。

大塚会長：ありがとうございます。これは数値目標でなくていいのでしたか。例えば，利用できる事業所ということで，1カ所だったら次は2カ所だとか3カ所になっていくのだろうし，重度心身障害を支援する放課後等デイサービスとていうことだったら，今，2カ所だったら次は3カ所とって確保ということでもいいですか。

事務局：国で「体制の構築」が成果目標として挙げられているので，活動指標で個別に箇所数などを挙げるものではないです。保育所等訪問支援を昨年は1カ所設置しているので，その1カ所あるということで，目標値自体は，国の成果目標とは少し異なるのですが継続という形で示しています。

大塚会長：体制整備というか，体制整備は文章では書けるけれども，数値目標では書けない。ほかにはいかがですか。よろしいですか。それでは，この計画で修正できることという点，根本的なことで，長期的な目標として解決しないところには入ってこないということも含めて少し整理をしていただいて，修正していただいて，パブリックコメントにかけるということでよろしいですか。

事務局：今回協議会で頂いた意見を事務局側で反映修正させていただいて，12月の中旬からパブリックコメントを1カ月かけさせていただいて，次回の協議会は2月上旬ぐらいを予定しております。

ので、そのときにパブリックコメントで出た意見を報告させていただくようなスケジュールを検討しております。

大塚会長：そういう予定だそうですので、皆様からの意見もまだこれからパブリックコメントも含めて、御意見があれば修正していくということなのでしょうけれども、まずはパブリックコメントにかけるこの修正で、今日の意見を反映して修正するという御了解いただけますか。一度これでパブリックコメントをかけるというのは皆さんにお知らせしたほうがいいよね。

事務局：事務局でまとめさせていただいたものでパブリックコメントをかける前に、委員の皆様、書類でお送りさせていただくことを考えております。

大塚会長：そういう形でお願いします。皆さんよろしいですか、そういう形で、パブリックコメントをかける前に一度見ていただいて。あと、全体としてもう一度御意見があればということで。中西委員、どうぞ。

中西委員：本題とは関係ないのですが、先ほど宮田委員からのお話の中で、避難時のいろいろな問題があったと思うのですが、その中の個人情報保護法に関するお話はかなり誤解があると思います。これは宮田委員だけではなくて、日本中が誤解しているのですけれども、例えば緊急時に個人情報を組織同士で交換できないとか、そういうこともありませんし、いろいろな仕組みで必要な範囲で個人情報を共有することも可能なので、現場の民生委員さんたちがああいうふうにおられるのであれば、ほかの部署になるかもしれないですけれども、きちんと市のほうで勉強していただいて、変な個人情報に対する誤解で肝心なことができなくならないように、もう一度その制度とか、市のほうの条例の問題とかもあると思いますので、そこはきちんとやり直していただく必要があって、それを現場の方々にもきちんと伝えていただく必要があるのではないのかなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。個人情報保護、大切な考えなのですからけれども、それがいろいろなものの支障になってしまっているということもあったりして、そこはきちんと行政も説明しながら、こういう場合においてはということをきちんと周知していくと。そうではないと命が守れないと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

あとはよろしいですか、全体として。

それでは、これで審議事項ということは終わりにさせていただきます。次は、その他で、障害者週間行事について説明をお願いします。

事務局：障害者週間行事についてとなります。国の障害者基本法におきまして、毎年12月3日から12月9日まで障害者週間となっております。例年、国分寺市におきましては、この障害者週間に合わせまして、週間行事を開催しておったところなのですが、今年度につきましては、御存じのとおりこのようなコロナ禍という状況を踏まえまして、残念ながらイベントというところに関しましては、中止という形になりました。その点のまず御報告でございます。

ただ、代替的な取組としまして、今現在、障害者週間の啓発ポスターの作成を進めてございまして、サイズとしてはA3のカラーという形でポスターのほうを作成してございます。ですので、こちらのポスターができ上がりましたら、また委員の皆様の方に御案内をさせていただければと思いますし、また委員の皆様の中の事業所等々におきまして、ポスターの掲示に御協力いただけるようなところがございましたら、事務局のほうにまた別途メール等で必要部数等いただければ

ば対応のほうをさせていただきたいと思いますので、そちらのほうも含めまして、併せて御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。これについてはよろしいでしょうか。

続きまして、災害時等支援バンドナ。これについての説明、報告をお願いします。

事務局：市では災害時に避難所で障害のある方が支援を受けやすくするために、災害時の障害者支援バンドナを作成して、市内の地区防災センターに配備させていただきました。バンドナは四隅に、「目が不自由です」、「耳が不自由です」、「支援が必要です」という記載と自由記述欄がございまして、障害に合わせて折り返し位置を変えていただいて、肩に羽織って、どのような支援が必要かを示すような形で作成をさせていただきました。

様々な障害があるということもあって、自由記述欄も設けさせていただいて、「ゆっくり話してください」とか、個別具体的な支援内容も書き込めるような形で作成をしております。報告ということで、委員の皆様にお伝えさせていただきます。

大塚会長：ありがとうございます。皆さん何か、最後御ご意見等があれば。大丈夫ですか。

それでは、今後の流れについて事務局より説明をお願いします。

事務局：先ほども少しお伝えさせていただいたのですが、本日頂いた意見を事務局で修正させていただきます。12月中旬から1カ月程度でパブリックコメントにかけさせていただきます。また、12月中旬に市民説明会も実施する予定でございます。パブリックコメントで出た意見については次回の協議会でお示しさせていただく予定になります。次回の協議会については、まだ具体的な日程は決まってないのですが、2月上旬を予定しております。こちら詳細な日程、会場、開催方法については、確定しましたら、また改めて開催通知のほうを送付させていただきます。

大塚会長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。これで今日の審議事項等終わりましたので、第4回国分寺市障害者施策推進協議会を終わりにしたいと思いますけれども、どうも皆さんありがとうございました。

——了——